

保育所等における医療的ケア児受け入れに関する
ガイドライン

令和5年10月

南関町 福祉課 子育て支援係

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインでは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下、「医療的ケア児」という。）を南関町の保育所等で受け入れる際に必要となる基本的な考え方や留意事項等を示すことにより、南関町において保育所等での医療的ケア児の円滑な受け入れ、および支援が図られることを目的とします。

2 対象児童

保護者が就労等で保育が必要な児童であり、保育所等で安全な医療的ケアの実施について確認できる、次の要件を満たしている児童とします。

- ①病状や健康状態が安定（過去3か月入退院を繰り返していない）していて、子ども同士の関りの中で過ごせること（以下「集団生活」という。）
- ②保育の必要性があり、主治医から保育所等の入所が可能と判断されていること
- ③日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ④病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること
- ⑤保護者や主治医の同意のもと、保育所等と主治医医療機関が連携できること
- ⑥医療的ケア児の安全を確保するため、感染リスクを軽減する予防接種がほぼ終了する2歳からの利用を原則とすること
- ⑦医療的ケア児等検討会議（以下「検討会議」という。）にて検討し、利用が決定すること

3 医療的ケア

（1）医療的ケアの内容

日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医療行為を想定しており、病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含みません。

医療的ケアの具体例としては、次のようなものが挙げられます。

- ・人工呼吸器による呼吸管理
- ・喀痰吸引（口腔・鼻腔内・気管カニューレ内部）※気管切開部の衛生管理
- ・経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）※経管栄養部の衛生管理
- ・導尿
- ・インスリン注射※血糖値測定

- ・その他町が実施可能と認めた医療行為

(2) 医療的ケアの提供

①看護師が提供できる医療的ケア

看護師は医師の指示のもと、医療的ケアを実施します。また気管カニューレの事故抜去等の緊急時であってすぐに医師の治療・指示を受けることが困難な場合においては、対応後速やかに医師に報告することを条件として、医師の指示がなくても看護師が臨時応急の手当として再挿入することが認められています（平成30年3月16日厚生労働省医政看発0316第1号）。

②保育士が提供できる医療的ケア

平成23年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、一定の研修を受けた場合には、認定特定行為業務従事者として、(1)口腔内の喀痰吸引、(2)鼻腔内の喀痰吸引、(3)気管カニューレ内の喀痰吸引、(4)胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養、(5)経鼻経管栄養の5つを実施できるとします。

4 保護者等の協力・理解

保育所等における医療的ケアの実施には保護者の理解や協力が不可欠です。受け入れ可能性の検討や医療的ケアの実施に向けて、次に挙げる事項について、協力と理解が必要になります。

- ①児童の安全を最優先としたうえで、主治医の指示内容や留意事項、負担の子ども様子等を踏まえ、保育内容や支援計画等について共に考えていくこと
- ②保育所等が主治医等と速やかな連絡や継続的な相談等、協力体制を構築することができるよう、必要な調整をすること
- ③健康状態などの状況に変化があった場合については、速やかに保育所等に連絡すること
- ④発熱症状がない場合でも、保護者からの報告や子どもの状態等を踏まえ、安全な保育が困難であると判断した場合は、利用できない場合があること
- ⑤体調が急変した場合は、保護者の了承を得ずに、緊急時対応マニュアルに沿った対応する場合があること
- ⑥保育所等で感染症が発症した場合の対応について、事前に主治医に確認しておき、その内容について保育所等と共有すること
- ⑦緊急時の連絡手段の確保を行うこと
- ⑧医療的ケアに必要な機材・器具・衛生用品等の準備及び管理を行い、不足のないように毎日持参し持ち帰り、準備・点検・整備を行うこと
- ⑨登所時、保護者と職員で持ち物（医療的ケアの物品・消耗品等）の確認をし、

- 不備のある場合には、整うまで保育を行うことができない場合があること
- ⑩医療的ケアを行った際に出た廃棄物は、原則、保護者が毎日すべてを持ち帰ること

5 受入体制

- ①受入時期は、4月1日入園を原則とします。
- ②受け入れを行う保育所等は、町長が実施を認めた保育所及び認定こども園とします。
- ③医療的ケアを実施できる時間の範囲は、原則として平日（月～金曜日）とし、延長保育は行えません。
- ④看護師が不在の場合は、安全な医療的ケアの実施ができないため、保育所等の利用ができません。

6 支援計画の策定

保育所等では、一人ひとりの子どもの状況に応じて、保育計画を作成します。受け入れ保育所等では、保育計画の中に、医療的ケアの内容も含めた支援計画を盛り込み、医療的ケアの状況も踏まえた保育を計画することが求められます。その際、主治医等からの指示内容も十分踏まえ、支援計画の内容は保護者と共有し同意を得ます。また、保護者を通じて主治医や療育施設等に確認を得るなど、必要に応じて、専門的見地から問題がないかどうか確認することが望ましいと考えます。なお、医療的ケアの内容は子どもの成長や経過とともに変更になる場合があり、それに従って支援計画も見直しが必要になります。

7 受入後における医療的ケアの内容変更について

- ①受入後、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「医療的ケアに関する指示書」を添付し、「医療的ケア児支援事業利用変更申請書」を町に提出してください。
- ②保育所等は、医療行為に変更があった場合は、必要に応じて保育継続実施について関係機関に意見を求め、医療行為に関する研修を行います。
- ③保育所等は、安全に保育の実施をするため、準備が整うまでの間、保護者に協力を依頼する場合や、受け入れができない場合、南関町役場福祉課へ報告を行います。

8 医療との連携

医療的ケアの安全かつ適正な実施にあたっては医療との連携が不可欠です。熊本県医療的ケア児支援センターと連携を取り、保育所等受け入れに向けた看護師・保育士等へ医療的ケア実技講習会や、受け入れ後の保護者への面談フォローなど、随時主治医等の意見が得られるように連携体制を確保します。また、保護者においても主治医等に協力を求めることとします。

9 緊急時の対応

- ①保育所等は、児童の健康状態に異常が認められた場合や怪我をした場合等、緊急時の対応方針を定めた「緊急時対応マニュアル」を作成します。マニュアルには、緊急時の保護者複数の連絡先、かかりつけ医療機関・主治医の連絡先、発作時の対処法など、訓練の実施等について記載します。また、救急搬送時医療機関等に保護者の情報を伝達するためにまとめた「緊急連絡カード」も保護者の同意を得て作成します。
- ②保育所等は、緊急時の対応について、事前に保護者に十分説明し、同意を得ておきます。
- ③保育所等は、緊急時に、緊急時対応マニュアルの対応に沿って対応するため、全職員で共有し、定期的に訓練等を実施し、速やかに対応できるように体制を整えます。
- ④保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所等の連絡により、速やかに児童の引き取りを行ってください。また、病院搬送を行った場合には病院に直行してください。

10 災害や事故への備え

【災害】基本的には、各施設で整備している災害対策に関するマニュアルに沿って対応しますが、医療的ケア児が在籍している場合は特に、次の事項について留意し、平時から整えておくことが必要です。なお、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置する保育所等については、避難指示に基づく臨時休園の判断が他の保育所等と異なる等、特別な事情を踏まえた備えが必要です。

- ①医療的ケア児等の状態を考慮した、避難時に必要な配慮の確認のため定期的な訓練を行うこと
- ②職員による医療的ケアの機材や物品の持ち出しに関する事前の確認を行うこと

- ③数日間避難することや停電・断水等の状況を想定し、保護者と確認を行うこと
- 【事故】保育所等は、重大な事故を未然に防止することを目的として、事故やヒヤリハットが発生した場合について、積極的に記録を行い原因について分析し、必要な対策を講じます。
- ①保育所等は事故が発生した場合、速やかに役場福祉課に電話にて報告し、その後報告書の提出を行うこと
- ②事故やヒヤリハット事案について、職員間で情報を共有し、施設全体で再発防止への取組を行うこと

11 その他

医療的ケア児の保育所等入所に係る申請書等の提出書類は、南関町医療的ケア児支援事業実施要綱に定めます。